

「生存権裁判」を闘つてきた。2011年2月28日には最高裁第三小法廷

で東京都在住の原告らの訴えが退けられ、また同年4月2日には福岡県在住の原告らについて画期的な認容判決を出した福岡高裁判決が最高裁第二小法廷によって破棄差戻しされるなど、これまで最高裁は憲法25条の生存権そのものであるはずの高齢者の生活を「期待的利得」などと著しく矮小化し、原告らの悲痛な叫びを徹底的に無視してきた。

ナショナルミニマムそのものである

生活保護基準は、最低賃金、社会保障給付、保険料・税等の負担など他の諸制度や諸施策の金額と連動しており、保護基準の切り下げは国民生活全般の生活水準を切り下げる結果を招来する

という極めて重大な影響を及ぼす。しかし昨年8月以来、生活保護世帯の実に9.6%を対象とし、平均6.5%、最大10%もの生活扶助基準の切り下げが学識経験者らの意見を踏まえることなく強行され、また、住宅扶助や冬季加算額についても国によって恣意的な資料に基づく切り下げへの強固な誘導が今まさに行われている。このよう

に、ナショナルミニマムの意義が政府によって完全に骨抜きにされつつある中、本判決は同日3時に出された福岡事件の(再度の)最高裁判決と同じく、上記2012年判決後初めて出される最高裁判決として、生活保護利用者の生活実態に即した判断基準が示されるか否かが、とりわけ注目されていた。

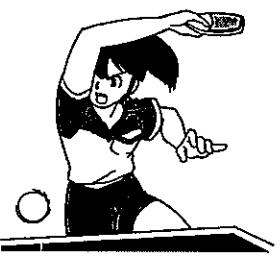
しかし本日言い渡された判決は、生活

実態に即した判断を求めた、そして慎重かつ統一的な判断のため大法廷への回付を求めた原告らの願いをいざれも

打ち碎き、恣意的な「特別集計」に基づく政府の誤った政策を無批判に追認するものである。行政決定の判断過程を統制するための法理論としての緻密性としても著しく欠け、人権の砦としての職責を果たさない不当な判決と言わざるを得ない。

我々は、この判決の不当性を広く市民に訴えるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を守るために、今なお最高裁や高裁で戦う全国各地の原告団、弁護団及び支える会をはじめ、その他の関連訴訟とも連帯を強化しながら引き続き全力で闘うことを見宣言する。

以上



障害者権利条約の批准と今後

弁護士 民谷涉

今年1月20日、日本において、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が批准されました。ニュースなどで、既にご存じの方も多いと思いま

す。

条約とは、国と国との約束事です。障害者権利条約は、国連で定められており、条約の中でも、人種、女性などと並んで、人権条約という位置づけをさ

れています。

障害者権利条約は、2001年の年末にメキシコの大統領が国連総会で提案をしてから、特別委員会で審議され、約5年かかって、2006年12月の国連総会で全会一致で採択されました。その議論の中で、何度も言われた言葉が、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」（Nothing About Us Without Us）という言葉です。この言葉は、我が国における障害者運動でも、いつでも、運動のよりどころ、出発点となつてきました。

この言葉をもとに、政府機関だけでなく、多くの障害関係のNGOも、障害者権利条約の論議に参加するため、国連に出かけました。その結果、社会的障壁を重視した考え方である社会モデルに基づいた障害の定義、合理的配慮義務など多くの先進的な内容を盛り込んだ条約となりました。

ただ、条約は、国の代表者が国連で署名しただけでは、その国が締約国になるわけではありません。国内でも効力をを持つためには、批准という手続をする必要があります。日本では、2007年9月28日に外務大臣が国連で署名したもの、条約の実施に必要な国内法の整備に時間がかかったため、批准は2014年1月になりました。日本は141番目の締約国となりました。

障害者権利条約が批准された今日における次の課題は、以下のとおりです。
1. 権利条約を批准したからと言つて、権利条約が求めているレベルが直ちに実現するわけではありません。権利条約の内容を一人一人の市民や社会全体に知つてもらうことが重要です。そして、国も自治体も社会も、権利条約の目的や趣旨を尊重した制度や社会の仕組みを作ることが必要です。

2. 障害者権利条約批准のため

に、障害者基本法を改正し、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法を制定し、さらには障害者雇用促進法を改正しました。しかし、それらの立法や改正は、残念ながら、条約が求めている水準に達していない部分も多いと言わざるをえません。そこで、権利条約の水準に見合うような内容に引き上げていくための更なる見直しが必要です。

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、①



の権利に関する委員会を作ることを定めています。そして、締約国は、権利条約に基づいた実施内容を定期的にその委員会に報告しなければなりません。実施内容が不十分であれば、委員会から日本国に対して、改善を求める勧告などがされます。市民や、障害者団体は、国に対し、日本の実情を正しく委員会に報告すべきことを要請とともに、自らもNGOとして、直接委員会に報告していくことが必要です。

4. 全国の都道府県や自治体で障害者の差別禁止に関する条例が制定されたり、その準備が進められています。そうした条例の制定を実現し、地方においても、権利条約に実効性を持たせる土台を作っていくことが必要です。条例の制定過程に障害者団体が参加することも重要です。

5. このように、障害者権利条約を、日本社会において定着させるためには、まだまだ行なうことがたくさんありますし、私たちの意識も変えていかなければなりません。権利条約は障害者をも含めた、誰もが尊厳を持つて当たり前の生活が送れる、共生社会を目指しています。そんな社会になるよう、私たち全員が、意識を変えていく必要があるのではないか。